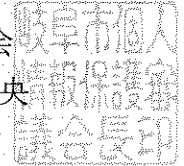


答 申 第 196 号
平成28年10月17日

岐阜市長 細江 茂光 様

岐阜市個人情報保護審議会
会長 萩原 聡 央



保有個人情報の利用目的以外の目的のための利用について（答申）

岐阜市個人情報保護条例（平成16年岐阜市条例第1号）第10条第3項の規定に基づき、平成28年10月7日付け岐阜市福介第916号で依頼のありました下記の事案について、下記のとおり答申します。

記

1 保有個人情報の利用目的以外の目的のための利用について

(1) 事案の概要

岐阜市では、平成27年3月に老人福祉計画・介護保険事業計画をあわせた「第6期岐阜市高齢者福祉計画」を策定し、地域における支え合い、助け合いの中で、高齢者が住み慣れた地域で生きがいを持ち、安心して暮らし続けることができる社会の構築を目指し、取り組んでいるところである。

当該計画は平成29年度までのものであることから、次期岐阜市高齢者福祉計画を策定する際の基礎資料とするため、高齢者支援及び介護保険サービスの需要及び供給状況の実態を把握する高齢者等実態調査（以下「調査」という。）を実施する。

そのため、調査対象者の抽出及びタックシールの作成に当たり、福祉部介護保険課が保有する介護保険システム被保険者台帳及び介護保険システム受給者台帳の情報を利用目的以外の目的のために利用する。

(2) 利用目的以外の目的のために利用する保有個人情報

調査対象者の郵便番号、住所（送付先情報を含む。）及び氏名

2 意見

適当なものとする。